省　令

○法務省令第二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「さいたま地方法務局、横浜地方法務局」を「さいたま地方法務局、千葉地方法務局、横浜地方法務局」に改める。

第四十二条の二中「さいたま地方法務局」の下に「、千葉地方法務局」を加える。

第五十一条第一項中「七百九十三人」を「七百九十四人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年二月十五日から施行し、この省令による改正後の第五十一条第一項の規定は、平成二十一年十月五日から適用する。

○財務省令第四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、口座振替による国有財産の貸付料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

財務大臣　菅　**直**人

口座振替による国有財産の貸付料の納付手続の特例に関する省令

歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十三条第二項（同法第十九条及び第二十六条並びに国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により国有財産の貸付料を納付しようとする者が当該方法により貸付料を納付することができなかった場合は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）別紙第四号の十書式の納付書により当該貸付料を納付させるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

財務大臣　菅　**直**人

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三豊橋の項中「宝飯郡」を削る。

別表第九豊橋の項中「宝飯郡」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を次のように定める。

平成二十二年二月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表福岡県の項市町村名の欄中「黒木町　立花町　広川町　矢部村　星野村」を「広川町」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

「一　一級実技試験　二　二級実技試験　ロ　学科試験　に改める。

表ファイナンシャル・プランニングの項中　二　二級　イ　実技試験　ロ　学科試験」を「一　一級　実技試験　二　二級　イ　実技試験　ロ　学科試験　三　三級　イ　実技試験　ロ　学科試験」に改める。

表金融窓口サービスの項の次に次のように加える。

着付け	一般社団法人全日本着付け技能センター	東京都渋谷区代々木一丁目五十六番四号	着付け職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級実技試験 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十二年二月一日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月一日

総務大臣　原口　一博

一　登録証明機関の名称及び住所

インターテック　ジャパン株式会社

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番地十八

二　事業の区分

電波法第三十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

横浜本社

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番地十八

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成二十一年十一月一日